

多古町学童保育所運営業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、多古町学童保育所運営業務委託に係る委託業者について公募型プロポーザル方式により選定する際の手続きについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 定義

この要領における「プロポーザル方式」とは、業務の性質または目的が競争入札に適さないと認められる場合において、実績、専門性、技術力、企画力、創造性、価格等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者を選定するため、一定の条件を満たす提案者から企画提案書等（以下「提案書」という。）の提出を受け、適正な審査及び評価を行い、業務の履行に最も適した候補者（以下「候補者」という。）を決定する方式をいう。

3. 審査委員会

プロポーザル方式に係る参加事業者より提出された提案書を厳正かつ公平に審議評価し、委託業者を決定するため、多古町学童保育所運営業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会の設置に関する規程は別に定める。

4. 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のすべての要件を満たした法人とする。

- (1) 令和 8・9 年度多古町建設工事等入札参加資格者名簿の部門 委託、大分類 介護・保育、中分類 保育業務に登載されている者で、地方公共団体における放課後児童健全育成事業に関し、業務を受託（指定管理者の指定を含む）かつ、業務を履行した実績が 1 年以上あること。
- (2) 多古町建設工事請負業者等指名停止措置基準（平成 8 年多古町訓令第 3 号）、又は多古町物品等契約に係る業者指名停止基準（平成 26 年多古町訓令第 15 号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 多古町契約等に係る暴力団等対策措置要綱（平成 26 年多古町告示第 11 号）に基づく排除措置を受けていないこと。また、同要綱第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員等に該当しないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 国税、千葉県税及び多古町税等に滞納がないこと。

5. 参加申込方法等

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、参加申込書（別記第 1 号様式）を提出すること。

6. 資格審査

参加希望者が資格要件を満たしているかについて審査し、参加資格の結果について、参加資格審査結果通知書（別記第2号様式）により、参加希望者に通知する。

7. 辞退届

参加申込書を提出後に参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（別記第3号様式）を提出すること。

8. 提案書の提出

（1）参加資格審査において参加を認められた者（以下「提案者」という。）に対し提案書の提出を求めるものとする。

（2）提案書の提出要請は、参加資格審査結果通知書（別記第2号様式）の送付によるものとする。

（3）プロポーザルに係る企画提案書募集要領には次に掲げる①から⑩までを記載する。

- ①業務の目的
- ②業務の内容及び期間
- ③参加資格
- ④企画提案書の提出方法等
- ⑤企画提案書に関する事項
- ⑥審査及び選考方法
- ⑦委託契約に関する事項
- ⑧質問に関する事項
- ⑨提案書の無効に関する事項
- ⑩その他必要事項

9. 候補者の決定方法

（1）プロポーザルによる候補者の決定は、別紙「多古町学童保育事業運営委託評価基準」に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行い、審査委員ごとに提案者の得点を計算し、審査委員ごとの提案者順位（以下「順位」という。）を決め、審査委員が順位1位を最も多く付けた提案者を候補者とする。順位1位が同数の場合は、同数となった者について、順位2位を最も多く付けた提案者を候補者とする。順位2位と順位付けた審査委員数でも決定できない場合は、同数となった者について、各審査委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として決定する。いずれの方法でも決定できない場合は、審査委員による合議または多数決により決定する。

（2）見積価格が契約上限額を超過した場合は、失格とする。

（3）全審査委員の合計得点が最低基準点（評価総得点（満点）の60%以上）に満たない場合は、候補者としなない。

Ⅰ 0. 審査結果の通知

- (1) 町長は、審査の結果第 1 位の提案者を当該事業の業務契約候補者として決定し、候補者に対しプロポーザル審査結果通知（別記第 4 号様式）を送付するものとする。
- (2) 審査により不採用となった提案者に対しては、プロポーザル審査結果通知（別記第 5 号様式）を送付するものとする。

Ⅰ 1. 理由の説明

- (1) 不採用となった提案者は、町長に対し審査結果通知に記載された通知日の翌日から 5 日以内（休日は含まない）に不採用となった理由について、書面により説明を求めることができる。
- (2) 町長は、不採用理由についての書面を受理した日の翌日から 5 日以内（休日は含まない）に、説明を求めた者に対し採点結果を以って不採用とした理由として、書面により回答するものとする。

Ⅰ 2. 事務局

当該プロポーザルの実施に関する事務局は、当該業務に係る予算を執行する子育て支援課に置く。

Ⅰ 3. その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

別紙

多古町学童保育事業運営委託評価基準

評価項目	評価の観点	配点
本業務に対する考え方	・放課後児童健全育成事業に対する考え方 ・児童の育成に対する考え方	5
児童の保育に関する配慮	・児童の年齢等に応じた指導や遊びの提供 ・学習習慣に対する取組 ・特別な配慮を要する児童に対する対応	15
職員の配置・勤務体制	・支援員間での連携・情報共有 ・支援員等に対する巡回指導・支援員等に対する研修計画 ・支援員等の雇用及び採用計画 ・支援員等の給与等の処遇	20
安全対策・危機管理等	・保育上の事故の予防と発生時の対応 ・災害・不審者等緊急時の対応 ・施設の衛生及び安全管理 ・個人情報の管理	10
関係者との連携	・保護者との連携、交流の取組・方法 ・学校、地域との連携、交流の取組・方法 ・苦情の解決及び処理 ・保護者からの意見の反映	20
独自プログラムの提案	・提案内容の具体性、実現性、他業者との優位性	10
見積価格	$(\text{参加者中の最低見積価格} \div \text{当該参加者の見積価格}) \times 20$ (小数点以下切り捨て)	20
合 計		100

EP

別記第2号様式

多 子 第 号
令和 年 月 日

(提 案 者) 様

多古町長 平 山 富 子

参加資格審査結果通知書

さきに申込みのありました公募型プロポーザルに係る参加資格審査の結果について、
下記のとおり通知します。

記

1. 業務等名 多古町学童保育所運営業務委託

2. 参加の可否 【 可 ・ 不可 】

(不可の場合、その理由)

3. そ の 他 月 日 () までに企画提案書等の提出をお願いします。

【担当者】

〒289-2292

千葉県香取郡多古町多古 584 番地

多古町子育て支援課

電話 0479-76-5412

FAX 0479-76-7144

Mail kodomo@town.tako.chiba.jp

別記第3号様式

令和 年 月 日

多古町長 平 山 富 子 様

所在地

法人名

代表者

⑨

参 加 辞 退 届

令和 年 月 日付で参加申込書を提出した下記業務に係る企画提案の募集について、
辞退します。

記

1. 業 務 名 多古町学童保育所運営業務委託

【担当者】

所 属

氏 名

電話番号

メー ル

別記第4号様式

多子第 号
令和 年 月 日

(候 補 者) 様

多古町長 平 山 富 子

公募型プロポーザル審査結果通知書

さきに実施した指名型プロポーザルについて、審査委員会による審査の結果、貴社が委託候補者に決定したので、通知します。

記

1. 業務等名 多古町学童保育所運営業務委託

【担当者】

〒289-2292

千葉県香取郡多古町多古 584 番地

多古町子育て支援課

電話 0479-76-5412

FAX 0479-76-7144

Mail kodomo@town.tako.chiba.jp

別記第5号様式

多 子 第 号
令和 年 月 日

(候補者以外の提案者) 様

多古町長 平 山 富 子

公募型プロポーザル審査結果通知書

さきに実施した公募型プロポーザルについて、審査委員会による審査の結果、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1. 業務名 多古町学童保育所運営業務委託
2. 候補者に決定した者 *****
3. そ の 他 審査結果について疑義がある場合は、 月 日 () までに
書面により説明を求めることができます。

【担当者】

〒289-2292
千葉県香取郡多古町多古 584 番地
多古町子育て支援課
電話 0479-76-5412
FAX 0479-76-7144
Mail kodomo@town.tako.chiba.jp